

1 案件名

キルギス国イシククリ地域総合開発計画調査

2 我が国が援助することの必要性・妥当性

(1) 現状と問題点

1991年に独立したキルギスは、旧ソ連諸国のうち最も急進的に民主化を推進してきており、西側諸国から高い評価を得ている。一方、経済については、市場経済化を指向するも、国家財政が困窮を極めており、いまだ不安定な状況を脱していない。同国東部にあるイシククリ州（人口415,500人、面積43,100平方キロメートル）は、一人当たりの国内総生産（Gross Domestic Product。以下「GDP」という。）は2001年現在172USDと同国全体の半分強しかないが、旧ソ連の保養地であったイシククリ湖を始めとした観光資源に恵まれた地域であり、その開発ポテンシャルは高い。イシククリ湖周辺のイシククリ地域においては、旧ソ連下の1970年代にモスクワの中央建築研究所において設計された「イシククリ保養地域総合開発計画」という開発計画が既に存在するが、その内容は既に陳腐化している。また、現時点で、イシククリ地域は、産業育成・投資促進策が不十分であること、旧ソ連時代に作成された地図しか存在していないため、将来的な土地利用計画を作成できないこと、及び環境保全基準が規定されておらず、乱開発により環境破壊が拡大する恐れがあること等重大な課題を抱えており、持続的な開発に向けた再整備が急務となっている。

以上から、キルギスは、イシククリ地域における開発計画の再整備が必要不可欠であることを十分認識しているものの、地域開発にかかる知識・経験がほとんどなく、また地形図をはじめとする業務遂行上必要なインフラが決定的に不足している状況にある。かかる状況を打破し、同国経済の発展に向けたモデルとなりうる地域総合開発計画を、地形図を活用して策定するため、今般キルギス政府は同プランの再整備及び実施にあたり当方への協力を要請してきたものである。これ

を受け、JICAは2003年7月に事前調査団を派遣し、同月本格調査実施に向けて実施細則（S/W）の署名・交換を行った。

(2) 国家開発計画、地域開発計画、分野別計画などの計画と当該案件の整合性
キルギスでは、貧困削減を目的とした包括的開発の枠組み（Comprehensive Development Framework（CDF））が2001年に採択されており、それに基づき2002年には貧困削減国家戦略（National Strategy of Poverty Reduction（NSPR））の策定が行われた。この中において首都と地方の格差是正を目的とした地方開発による地方自治の発展、また観光開発による中小企業振興、外貨導入が言及される等、観光振興を中心とした地方開発を重視する方針が打ち出されている。したがって、本開発計画の作成は、このようなキルギスの最近の動きと整合性が取れている。

(3) 他国機関との関連事業との整合性

キルギスに対する観光振興、環境保全、あるいはイシククリ地域の開発に対する協力は、欧米の援助機関を中心に積極的に行われている。例えば、アガハン基金は2000年に観光開発に係るマスタープラン（M/P）調査を実施しており、Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit（GTZ：ドイツ技術公社）は現在イシククリバイオスフェアリザーブの調査及び運用に協力している。また、Swiss Corp（スイスコープ）やUS Agency for International Development（USAID：米国国際開発庁）等も協力を実施している。

このように、多くの援助機関が様々な協力を行っているが、これらの協力の前提となるべき開発の基本的戦略がないまま、虫食いの的に課題が抽出され個別の協力が実施されており、キルギス国政府もこれを認めている。したがって、本件開発調査に対しては、これらの既存の協力の成果を整理するとともに、イシククリ地域の開発の大きな方向性を示すことが期待されている。

(4) 我が国の当該国への基本的援助方策との整合性

本件開発調査開始時点で、キルギスの国別事業実施計画は策定されていない。し

かしながら、JICAが実施した中央アジア援助研究においては、キルギスに対する援助重点分野として、市場経済化支援、産業振興及び貧困削減を挙げている。本件開発調査において、周辺諸国に対して比較優位を持つ観光資源を有するイシククリ地域において重点開発を行うことは、産業振興、貧困削減に貢献するばかりでなく、同国における適切な市場経済化の促進に資するものである。

3 事業の目的

イシククリ地域における総合開発計画の策定（及びその策定の際に活用する地形図の整備）を通じて、同地域において、環境に配慮した、観光産業を中心とした持続的な開発を計画し、その計画に基づいて自ら開発を進めていくことができるようになることを目的とする。

4 事業内容

(1) 対象

(a) 現況調査・分析

(b) イシククリ地域総合開発計画の策定：開発戦略の策定、土地利用計画の作成、観光開発等セクター別開発計画の作成、環境管理計画の作成、優先プロジェクトの検討、電子地形図の活用（土地利用計画等の地理情報システム

（Geographical Information Systems。以下「GIS」という。））、策定後のフォローアップ

(c) 地形図の作成：2万5千分の1は約2,300km²、10万分の1は約14,000km²の地形図の作成

(d) 総合評価及び提言

(2) アウトプット

(a) 計画策定：イシククリ地域総合開発計画の策定及び地形図の作成（2万5千分の1は約2,300km²、10万分の1は約14,000km²）

(b) 技術移転：地域開発計画の策定方法、2万5千分の1及び10万分の1の地形図の作成方法知見を身に付ける。

(3) インプット：以下の投入による調査および技術移転の実施

(a) コンサルタント（分野／人数）

分野	人数	分野	人数
総括／地域開発	1	副総括／地形図	1
副総括／地域計画	1	仕様	1
社会経済／経済財務分析	1	空中写真撮影	1
土地利用計画	1	標定点測量	1
農業開発	1	衛星画像判読・編集	1
産業開発	1	衛星画像解析・幾何補正	1
観光開発・観光施設	1	現地補測	1
交通計画	1	原図数値化	1
インフラ計画	1	編集・構造化・記号化	1
自然環境／水資源／環境管理計画	1	システム構築	1
社会環境／参加型開発／ジェンダー／貧困削減	1	通訳	2
行政・組織・法制度／投資促進	1	業務調整	1
情報管理・公開	1		

(b) その他

(4) 事業費

調査に要す費用：約7.73億円

(5) 調査のスケジュール

2003年10月中旬～2006年2月中旬（2年5ヶ月）

(6) 実施体制

(a) 協力相手国実施機関名：国家建築建設委員会、国家地図作成測地サービス

(b) 協力相手国実施機関の責任者：

- ・ 国家建築建設委員会委員長（全体取りまとめ・地域総合開発計画策定担当）
- ・ 国家地図作成測地サービス院長（地形図作成担当）

5 調査の成果

(1) 提案計画の活用目標

(a) イシククリ地域総合開発計画がキルギス国政府内で法制化される

(b) イシククリ地域総合開発計画に基づき、同地域内の下位（地区レベル）の開発計画が策定される

(c) イシククリ地域総合開発計画で選定された優先プロジェクトが事業化される

(d) 作成された地形図をもとに、GISが活用される

(2) 活用による達成目標

(a) イシククリ地域の1人あたりのGDP成長率が増加する（ただし、イシククリ地域のGDPのうちかなりの割合をクムトール金鉱が占めることから、同金鉱については計算上除外する）

(b) イシククリ地域の環境関連指標が本格調査開始時から悪化しない

(c) 国家建築建設委員会が他地域あるいはイシククリ地域の下位（地区）レベルの開発計画を策定する

(d) 別の地域において地形図が作成される

(e) (d) も含めて作成された地形図が新たに策定される開発計画に活用されたり、GISに活用される

6 外部要因リスク

(1) 協力相手国内の事情

(a) 政策的要因：イシククリ地域の開発重点対象地域からの除外

(b) 行政的要因：関連省庁の連携的施策の遅れ

(c) 経済的要因：特になし

(d) 社会的要因：イスラム過激派の活動の活発化等による治安の悪化

(2) 関連プロジェクトの遅れ

特になし

7 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

(a) 活用の進捗度

- ・ イシククリ地域総合開発計画がキルギス国政府内で法制化されたか
- ・ イシククリ地域総合開発計画に基づき、同地域内の下位（地区レベル）の開発計画が策定されたか

- ・ イシククリ地域総合開発計画で選定された優先プロジェクトが事業化されたか
- ・ 作成された地形図をもとに、GISが活用されたか

(b) 活用による達成目標の指標

- ・ イシククリ地域の1人あたりのGDP成長率（クムトール金鉱は除外する）
- ・ イシククリ地域の環境関連指標
- ・ 国家建築建設委員会による他地域あるいはイシククリ地域の下位（地区）レベルの開発計画の策定数
- ・ 別の地域における地形図の作成面積
- ・ 作成された地形図が新たに策定される開発計画に活用されたり、GISに活用された件数

(2) 上記a.およびb.を評価する方法およびタイミング（案）

事後評価：

- ・ 2010年（地域総合計画策定時から5年後）本調査の提言の実施状況の確認
- ・ 2015年（地域総合計画策定時から10年後）本調査の提言の実施状況の確認及び本調査の提言の妥当性の検討